

令和8年度中小企業人材確保事業 奨学金返還支援事業（企業向けニーズ調査業務）委託業務仕様書

1 目的

本県では、県内中小企業等の人材確保を図るため、新規雇用者の奨学金返還を支援する中小企業等に対し、奨学金返還費用の一部を補助する愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業（以下、「奨学金返還支援事業」という。）を実施している。

県内中小企業等の制度導入及び奨学金返還支援事業の更なる利活用促進を図るとともに、企業等が制度を導入するに当たって抱える課題の把握や、県の今後の取組の検討に係る基礎資料とすることを目的として、県内中小企業等における奨学金返還支援事業に対するニーズ調査を行う。

2 委託期間

契約締結日から2026年7月10日(金)まで

3 業務の内容

(1) 奨学金返還支援事業に係るアンケート調査

ア 調査内容

県内企業を対象に、奨学金返還支援制度導入等に係る意向調査を行う。

イ 調査対象

調査事業者等が有する企業データベースから従業員数300人以下の県内中小企業12,000社を抽出して調査を実施すること。なお、抽出にあたっては、業種や企業規模(従業員数)に偏りが無いよう配慮すること。また、調査対象の選定にあたっては県と協議すること。

ウ 調査項目

- ・ 設問数は概ね10問程度とする。
- ・ 県内企業における奨学金返還支援制度導入の実態、課題等を把握するために、以下の①から⑤を含む調査項目について、必要かつ効果的な調査内容（質問内容等）を実施すること。
 - ① 企業概要（企業名、所在地、業種、従業員数、連絡先（電話番号、メールアドレス））
 - ② 奨学金返還支援制度導入の有無
 - ③ 奨学金返還支援制度導入の意向
 - ④ 制度導入を検討する（又はしない）理由
 - ⑤ 奨学金返還支援事業についての意見・要望等
- ・ この他、奨学金返還支援事業の利活用促進を図るために有益な調査項目があれば追加すること。
- ・ 最終的な調査項目は、県と協議の上で決定するものとする。

エ 調査方法

(ア) 調査の実施

- ・ 郵送により、対象企業に対してアンケート調査を依頼すること。

- ・ 愛知県からの依頼であることがわかるようにするため、県が提供する封筒（長形3号）を使用すること。
- ・ 郵送の際には、奨学金返還支援事業を周知するためのちらし（A4版1枚）等を同封すること
- ・ 回答方法は委託金額の範囲内であれば、郵送、オンライン等の手法は問わない。
- ・ 回答率を上げるための工夫を行うこと。また、未回答の企業に向けた回答促進のための取組を積極的に行うこと。

(イ) 回答の集計

- ・ 設問ごとに集計を行うこと。なお、集計にあたっては、単純集計のみでなく、アンケート結果の多角的な分析に活用できるよう、業種や従業員数によるクロス集計を行うこと。
- ・ 集計結果を基に、グラフや数表を作成すること。
- ・ 自由記述形式での回答内容は、記載内容を系統化した上でまとめること。

(2) 施策検討のための分析

- ・ 上記（1）の調査結果について、今後の有効な施策を検討するための分析を行うこと。

4 報告書の提出

(1) 報告書等の提出

上記3（1）及び（2）の業務実施結果を取りまとめ、2026年7月10日（金）までにA4版紙媒体（任意様式）及び電子ファイル（Microsoft Word形式）で提出すること。また、成果品として、以下のものを最終報告書と併せて提出すること。なお、電子ファイルについては、CD-ROM等の一般的な記録媒体に整理・保存して提出すること。

- ・ 回答済調査票（紙媒体での回答があった場合）（紙媒体原本及びAdobe PDF形式の電子ファイル）
- ・ 調査結果入力電子ファイル（Microsoft Excel形式）

(2) 提出先

愛知県労働局就業促進課 若年者雇用対策グループ

(3) その他

- ・ 報告書については県の公表資料とする場合があるため、著作権や肖像権に注意して作成すること。

5 その他

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等を有効に活用して業務を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (4) 著作権等、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受

託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。

- (6) 受託者は、本業務の遂行により知った情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 本事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、愛知県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。